

令和3年1月28日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

「高齢者福祉施設での療養のしおり」について（通知）

高齢者施設等におかれましては、感染拡大防止対策を徹底の上、サービス提供を継続いただいております。大変感謝申し上げます。

本県では、高齢者福祉施設に入所されている方の新型コロナウイルスの陽性が確認された場合、原則は入院となりますが、県内の病床がひっ迫していることから、現在感染者の病状等に応じて、当該施設での療養をお願いしているところ です。

そのため、感染を拡げないための日頃からの注意事項や、陽性確認された入所者への対応についてご案内するため、「高齢者福祉施設での療養のしおり」を、県高齢福祉課と医療危機対策本部室（感染症対策班）とで連携し作成いたしました。このしおりにつきましては、皆様のご意見をいただきながら随時改正を行う予定でございます。

県としても、衛生用品の緊急支援や、クラスター対策チームによる拡大防止支援など、感染拡大防止、負担軽減のためのサポートをさせていただきますので、高齢者福祉施設におかれましては、当該しおりを活用し、入所者に感染者が発生した際の具体的な手順や優先順位を確認し、いざという時に迅速かつ適切に対応できるよう、事前の準備を行っていただくようお願いいたします。

また、本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますのでご確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4851)

保健・居住施設グループ (内線 4856)

在宅サービスグループ (内線 4840)